

第11表 労働争議年別表

年次	総 争 議		うち同盟罷・怠業、工場閉鎖	
	件数	参加人員	件数	参加人員
1931	175 <sup>⑤</sup> (174)	27,675 <sup>②</sup> (28,723)	21 <sup>⑤</sup> (30)	1,316 <sup>⑤</sup> (3,136)
32	120 <sup>⑥</sup> (117)	16,275 <sup>②</sup> (12,142)	15 <sup>④</sup> (23)	4,338 <sup>③</sup> (3,069)
33	140 <sup>④</sup> (131)	18,521 <sup>②</sup> (22,673)	11 <sup>④</sup> (7)	3,288 <sup>⑤</sup> (2,169)
34	120 <sup>⑤</sup> (113)	11,183 <sup>③</sup> (9,465)	13 <sup>④</sup> (14)	963 <sup>④</sup> (1,163)
35	110 <sup>⑤</sup> (106)	12,543 <sup>②</sup> (11,632)	9 <sup>⑥</sup> (3)	1,085 <sup>⑨</sup> (238)
36	88 <sup>⑥</sup> (92)	7,332 <sup>③</sup> (8,013)	9 <sup>⑦</sup> (11)	274 <sup>②</sup> (690)
37	89 <sup>⑥</sup> (95)	10,219 <sup>⑥</sup> (14,026)	20 <sup>⑩</sup> (20)	1,347 <sup>⑪</sup> (1,329)
38	59 <sup>④</sup> (57)	8,830 <sup>①</sup> (8,898)	9 <sup>⑨</sup> (10)	2,096 <sup>②</sup> (2,370)
39	91 <sup>③</sup> (91)	23,040 <sup>②</sup> (26,447)	20 <sup>⑤</sup> (17)	8,600 <sup>②</sup> (10,877)
40	45 <sup>⑤</sup>	8,050 <sup>②</sup>	22 <sup>③</sup>	6,070 <sup>①</sup>

- 1) 『日本労働運動史料』第10巻から作成
- 2) 末尾○内の数字は全国順位
- 3) ( ) 数字は資料編13近代・現代(3)236から

#### 四 産業報国会組織の底辺

**特別高等警察と産報** 県下初の産業報国会が浦賀船渠に結成された一九三八(昭和十三)年十月十二日以降、川崎・鶴見の工業地帯を中心に、産業報国会の結成が、県警察部の後援ですすんでいた。一九四〇年二月十六日、県警察部は、各

警察署の工場係を労政係と改称、特別高等警察係と協力して、工場従業員思想調査、産報運動に力を入れることなどを通達している。さらに、三月四日には特高・労政両課が、県下各警察署の特高・労政主任を集めて、産業報国会結成にたいする指導

方針を指示し、四月三日には、横浜に県下産業報国会の代表四千名を集めて、産業報国会祭を開催、市中をデモ行進させるなど、氣勢をあげさせた。この背景には、県下の労働争議が一九三七年以降も全国的に見て一、二を争う高水準を保っていたことがある。県警察部『事務引継演述書』(資料編13近代・現代(3)三六)は、県下の労働争議は「社会情勢ノ変化ニ依リ多少ノ消長」はあっても、「減少ノ傾向ヲ持続」していたが、「事変ノ進展ニ伴ヒ物資調整及通貨ノ膨張並ニ昭和十四年施行サレタル賃金臨時措置令、及賃金統制令ニ依リ労務



## 節米の強要

一九四〇（昭和十五）年八月から九月にかけて、思想保護団体湘風会が行った『食糧状態実情調査報告』（一九四一年三月、横浜空襲・戦災誌編集委員会『調査概報』第三集に復刻）は、労働条件の低下について、次のように報告している。

同会調査部は、「節米強行前と、節米最も甚だしかった八月を経て九月に入つての実情」を、産報県連、県労政・特高両課の「好意的支援」を得て、百五十会社・企業と一万五千名の労働者を対象にして調査を行った。回答は四十五会社、二十七工場二千二十九名であったが、「節米」調査のため、男子の世帯主に集中し、女子工員の「調査数が非常に少ない」という結果となつてゐる。

しかし、回答者の年齢別構成、稼働日数別人員構成、実働時間別人員構成などからみて、もっとも平均的（基幹的）な労働者の実態が反映しているともいえよう。男子工員で二十五歳以上の者は八二・七割、労働日数では二十五日から二十八日まで者七三・二割、実働時間では二百時間から二百五十時間の者一一・一割、二百五十時間から三百時間の者三七・八割、三百五十時間以下三八・九割となつていて、「一日平均十時間以下の者が非常に多い」とされている。

節米の状況は、八月までの八万四千三百三十七・七キロ（一か月全家族人員合わせて六千五百九十四名）から、九月の六万七千六百七十六・六キロと、約二〇割の節米が行われ、その回数は一か月十一回から十五回の者二八・四割、十六回から二十回一三・〇割、二十一回以上二五・二割となつていて、代用食は主としてうどん、パン、小麦粉製品等であった。

代用食を使用したが、健康および作業状況にどのように影響したかという点、胃腸障害をひき起こしている者七〇・八割、体重が低下した者六八・二割、一般健康状態の悪化した者五五・三割となつていて、作業能率についていえば、普通六六・三割に対し、低下二七・二割という自覚があった。にもかかわらず、工場側の諸対策は十分でなかった。回答のあつた軽工

業十九工場、重工業二十四工場について見ると、軽工業では「会社の責任に於て労働者の食糧確保に努力している所を調べて見ると極めて少ない。十九工場の内購買組合をもって居る工場は二工場、購買組合なくとも会社の購買部又は労務係にて米の配給をやって居る工場は四工場である。他の工場は米についての考慮は直接行はれて居ない」、重工業二十四工場でも、「米の配給をやって居る工場が十二、配給について考へて居ない工場が十二」であった。

労働者は、「代用食を夕食に喫するもの千三百八十五名、昼食として喫する者二百四名、朝食として喫する者三十名と云ふ状態であった。短時間で燃消する代用食は、作業中空腹を覚えることが早く、作業にさしつかへる為に、大方は寝る前の夕食に代用食を採る者が多いのである。又妻又は子供に代用食を食はして働く主人が作業に堪へ得る主食を摂ると云ふ例は労働者の報告の中に各処に見られる」のであり、「節米、即ち栄養節約と云ふ方向に好むと好まざるにかかわらず転じて居たのが実情」と報告はまとめていた。

この『報告』は「蔽秘」と朱印が付され門外不出となっていた。

**労働組合・在日** 労働者の生活状態が悪化するなかで、自然発生的な反発の動きもひろがった。しかし、特高体制はその芽  
**朝鮮人への抑圧** すらつみとり、産業報国会へ、官制団体へと統合をはかっていた。

一九四一（昭和十六）年七月の県参事会にむけて、特高課長から特高増強の件が警察部長あてに具申された（資料編13近代・現代③三三）。増員のための誇張もあるではあるが、県下の工場数は一九三二年を一〇〇として、一九三八年には一九九、労働者数も三三九と全国有数の増加ぶりであり、しかも「近時ノ労働態勢ハ産業報国運動ノ展開ニ依リ職域奉公ヘノ実践ヲ積極的ニ指導シツツアリト雖モ頽廢的風潮今尚払拭シ得ズ、為ニ労働紛争議ハ漸増ノ傾向ニアリ本年六月末現在ニ於テ十六件ノ紛争議ヲ見ルニ至リ、殊ニ内八件ハ罷業、怠業ヲ伴ヒ所謂職場抛棄ノ争議形態ヲ採リ極メテ悪質化セルモノ」であった。

また、「共産主義分子ハ徹底セル潜行的乃至ハ合法場面利用ノ蠢動活動ヲ展開スルニ至リ去ル七月一日ヲ期シテ約二十名ノ第一次検挙ヲ断行シ今後引続キ本年中ニ於テ第二次第三次ノ検挙追及ヲ見ントスル状勢」であるとした。

さらに、在日朝鮮人にたいしては「軍需産業部面ノ労働需要ノ激増ニ伴ヒ飛躍的ニ増加シ今ヤ約三万人ヲ算スルニ至リ此間各種社会情勢ハソノ熾烈ナル民族意識ヲ刺戟スル処アリテ漸次純粹ナル民族主義運動ノ抬頭セントスル気運醸成サレツツ」ある。こういった状況であるから、特高課係員のうち、県費支弁約二百名に、さらに九十五名を増員してほしいという要望がでていた。

こうした抑圧体制強化のなかで、総同盟神奈川県連は、一九四〇年七月十一日、解散を「自発的」に決定させられていた。また、社会大衆党も七月二日、県連拡大執行委員会において、八日、本部と共に解散を決定していた。総同盟県連と一体の旧社民系による勤労国民党準備会は、すでに五月七日、結社禁止命令をうけていた。

一九四一年七月一日の「共産主義分子」検挙も、実は『奔流』『創生』などの文学サークルにたいする検挙であり、十一月検挙の『浪漫』グループといい、良心の灯を残そうとした文学サークルへの集中的検挙であったといえよう。

在日朝鮮人の取締りはさらに強化された。神奈川県内鮮協会は一九二六（大正十五）年九月二十九日創立され、労働者「保護」などの活動を行っていたが、その後、新たな全国的在日朝鮮人対策と同一歩調をとり名称を神奈川県協和会とあらためた。一九三九年八月現在、十五支部、十九分会、会員四千名であった。その設立は全分会が一九三七年で、日中戦争開始後であり、分会長は特高主任で、その統制下にすべての在日朝鮮人を組みこんだ組織であった。

この協和会は、在日朝鮮人に日本人化＝皇民化を強要することも治安対策とともに重要な課題としていた。朝鮮人に国防献金や神社参拝、勤労奉仕、徴用まで要求し実施したのである。さらに、朝鮮人に朝鮮語の使用禁止や朝鮮人に日本人名を名乗

らせることまですべてこの協和会の組織を通じて実行していった。また、労働力不足をおぎなうため朝鮮から強制的に連行され、集団的に働かされていた朝鮮人の多かった川崎・鶴見・磯子、津久井郡中野の「枢要地区ノ協和会支部」は一九四三年度から専任指導員まで配置され、「国策遂行ニ協力」させられた（資料編13近代・現代③二二・二四三）。

神奈川県内に強制連行された朝鮮人は、横須賀海軍建築部、金沢海軍工事、陸軍建築部などの軍関係工事で働かされていた人びとが多かったのが特徴であるが、日本鋼管をはじめとする大工場、相模川河水統制事業現場などでも数千の人びとが働いていた。

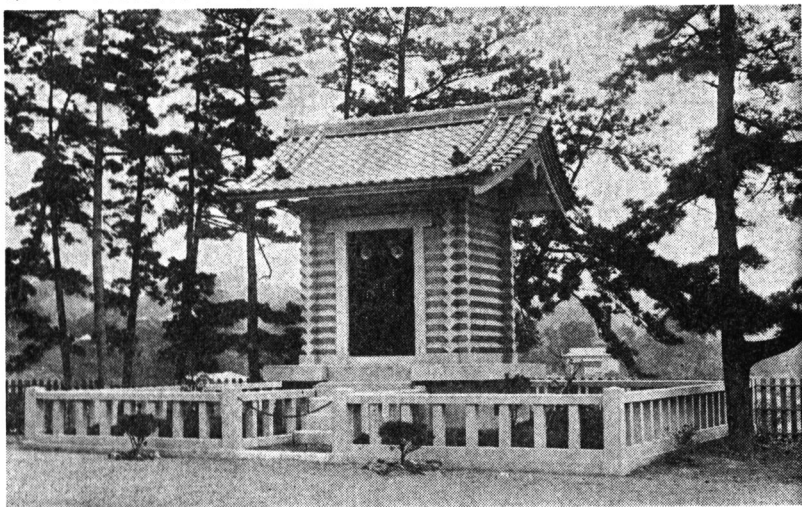
## 第四節 戦時下の教育行政・財政

### 一 小学校から国民学校へ

国民学校の成立 一九三七（昭和十二）年十二月、満州事変後における内外諸情勢の変化に基づいて、教育の制度・内容の全と天皇の神格化 一般に関する方策を審議する目的で、教育審議会が設置された。教育審議会は内閣総理大臣の監督に属し、

その諮問に応じ教育の刷新振興に関する重要事項を調査審議し、あるいはこれらの事項に関して内閣総理大臣に建議する機関であった。この後に行われた教育の著しい改革はほとんどこの審議会の答申に基づいて行われたのであった。一九四一年三月一日、教育審議会の「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申」に基づいて小学校令の改正として国民学校令が、同月十四日には国民学校令施行規則が公布され、いずれも四月一日から実施されることになった。そして義務教育の就学期間八年制への適用は一九四四年度から実施することとなった。

国民学校の目的は「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」というもので、「皇国ノ道」とは教育勅語に示された「国体の精華と臣民の守るべき道との全体」をさし、教育の全般にわたって「皇国ノ道」を修鍊させるということをめざしたのである。国民学校の課程を初等科六年、高等科二年とし、従来の小学校の教科が、根本的に再編成された。すなわち、初等科においては国民科（修身・国語・国史・地理）、理科（算数・理科）、体錬科（体操・武道）、芸能科（音楽・習字・図画・工作・裁縫〔女子〕）、家事（高女）になり、高等科にはさらに実業科（農業・工業・商業・水産）が



横須賀市池上小学校の奉安殿（1938年）

県史編集室蔵

加わった。そしてすべての教科は皇国民の錬成に帰されたのであった。四月一日から長く親しまれていた「小学校」が「国民学校」の名に改められた。そして、国民学校の教科書も「文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ」と規定され、すべての教科に国定教科書を使用することが原則とされた。教科書の内容も戦時色の強いものが多く盛り込まれ、国家主義的・軍国主義的色彩が濃厚なものとなっていた。小学級以上の学校には教頭を新たにおき、行事・儀式が非常に重んじられ、施行規則の中に「紀元節、天長節及び一月一日ニ於テハ職員及児童学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フベシ」とし、「一 職員及児童『君が代』ヲ合唱ス 二 職員及児童ハ天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ 三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス 四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス 五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス」と規定されている。当時、御真影および勅語は奉安殿に安置されて、儀式をする時は、先導校旗、御真影（校長が捧持）、勅語（教頭が捧持）、随員という順に並び、全校職員・児童が最敬礼する中を入退場した。天皇は全く神格化され、児童教職員は毎日の朝礼や、登校・下校の際はかならず奉安殿に向かって最敬礼をし、日本国民としての忠誠を誓った。



第12表 県財政に占める教育費の割合

年度	歳出決算額	教育費	教育費の占める割合
1935	13,029	1,993	15.3%
36	15,872	2,048	12.9
37	18,943	1,212	6.4
38	23,394	1,287	5.5
39	23,474	1,586	6.8
40	32,648	7,443	22.8
41	40,558	8,396	20.7
42	40,144	8,751	21.8
43	53,435	14,160	26.5
44	113,159	18,784	16.6
45	208,159	31,432	15.1

単位千円

『神奈川県会史』第6巻から作成

国民学校の発足とともに、少年団の結成がすすめられ、国民学校単位の下に組織された。四月二十六日に神奈川県学務部長は「少年団結成ニ関スル件」を通牒し、その内容を示した。それによると少年の教養訓練とともに高度国防国家体制建設のために即応できるようにとということで、国民学校児童にまでも組織的に戦時体制、国防体制の中に組み入れていった。

### 市町村義務教育費の国庫負担

教育審議会は一九三八（昭和十三）年十二月、将来、教員給与は全額国庫負担が適当であると答申した。窮乏する市町村財政に禍されて、教員の待遇の向上に困難をきたすものであった。そこで町村支弁を改めて、

国庫支弁または府県支弁となすなど方法を研究することが肝要であり、また義務教育の本旨に顧みて経費は国において負担すべき面もあるが、市町村住民の福祉に関する所もあるので、ある程度市町村において負担することも適当であるとの内容の答申であった。これまで市町村小学校教員の給与は国から尋常小学校費臨時国庫補助法により一部補助が出されていたが、なお市町村間の財政力により不均衡が発生し、教員の人事交流が阻害されるなどのことがあった。一九四〇年二月に「市町村義務教育費国庫負担法改正法律案」と、それともなう税制の改正として「地方税制改革案」が帝国議会に上程された。負担法の改正内容は教員費は教育費とみなし、その負担は市町村から道府県に移管する、道府県の支出した給与の半額は国庫負担とする、というものであり、それにともない「地方税制改革案」は地租・家屋税・営業税を道府県へ還付する、地方財源調整のため、地方配付税を新設する、そのかわり、所得税付加税と戸

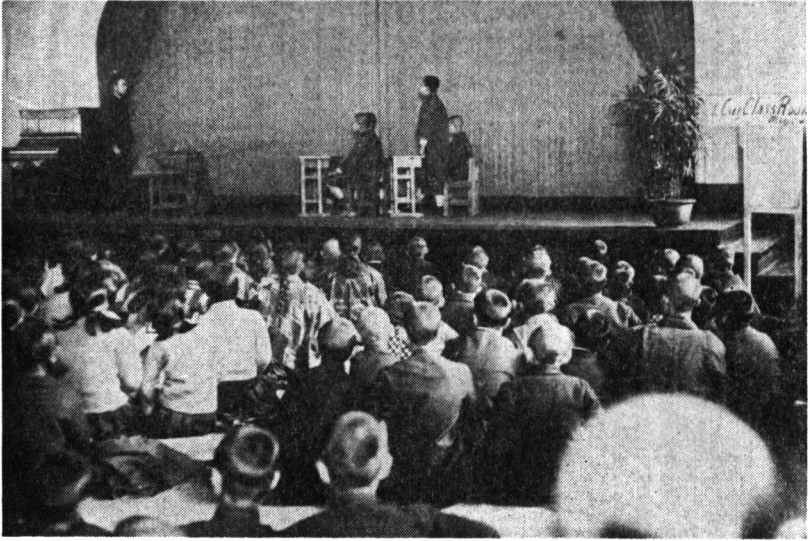
数割を全廃するといふものであった。

これに対して、東京・京都・大阪・横浜・神戸・名古屋の六大都市は反対した。その理由は、六大都市の小学校教育の発達は六大都市の出資と責任において成したということと、教員給与の負担者が府県に移ることは、それともない教員の任命権も移ることになり、財源が国から付与されることは国家的統制の増大にほかならず、地方分権が阻害されることを容認できないということであった（『横浜市教育史』上巻）。しかし、一九四〇年三月衆議院を通過し、「義務教育費国庫負担法」が公布された。この結果、県財政も著しく増加し、また教育費の額も増した。一九三五（昭和十）年度から一九四五（昭和二十）年度までの県財政と教育費の占める割合を示すと第十二表のようになる。

この表のように、負担金額が増加した結果、一九四〇年度から教育費の占める割合が高くなってきた。そこで神奈川県では一九四〇年七月九日「神奈川県義務教育費国庫負担法施行規程細則」を定め、横浜市各区長、市町村立小学校長は教員の俸給精算額を調査し知事に報告するようにした。

**ミッション・ス** 国際都市横浜ということで、横浜は英語のできる小学校児童たちを集めて、英会話、唱歌、英語劇などを  
**クールへの弾圧** する催しなどをして外国語、外国人を受け入れるに容易な風土を持っていたが、一九三七（昭和十二）年に文部省は外国と経済関係のある学校は、早い時期にその関係を絶たなければならぬという通牒を出した。横浜にはミッション・スクールが多かった。戦争が激しくなるとさまざまな制限がミッション・スクールの外国語の授業にまで加えられた。

そして、キリスト教系の学校は学校長会議を開き対策を協議していった。  
フェリス和英女学校は一九三八年七月に財団法人フェリス和英女学校設立認可申請をし、一九三九年五月五日申請が認可された。反米機運が盛り上がりキリスト教系学校関係者の申合せが行われた。すなわち法人の理事長、学校長、学部長、科長は



1934年ごろの横浜全市各小学校選抜英語研究会（於本町小学校）

県立文化資料館蔵

日本人があたるということになった。一九四〇年六月に理事長のホキエ博士が辞任し、日本人の石橋近三にかわった。

共立女学校も財団法人となり、一九三六年にはミス・ルーミス校長はその職を辞し、日本人の笹尾条太郎が校長に就任した。そして、一九三八年にはミッションから経済的に独立した。

横浜英和女学校の校長もミス・ハジス校長から大竹清校長にかわり、校名も一九三九年三月には成美学園と改称した。

関東学院は一九三六年ごろまでは教練ものんびりやっていたが、「軍部は最初学校の建学精神を尊重し、温和な態度であったが、しかし月日がたつに従ってだんだん干渉が露骨になってきた」といわれている（坂田祐『思籠の生涯』）。そして、「本校はキリスト教精神を以って教育する」の項を削除するように指示してきた。宣教師も特高警察から圧迫を受けてフィリピンへ転任させられるということも起きた。

一九四一年三月になるとフェリス和英女学校のアメリカ人宣教師の教員は次つぎと帰国させられていった。そして、校名も三月三十一日、横浜山手女学院と改称されていった。



1941年3月14日に帰国させられたミス・オルトマンと

ミス・ザンダー

『フェリス女学院100年史』から

これらキリスト教系学校においても国民精神作興詔書奉読会や宮城遙拝式、紀元節の儀式、御真影奉戴、国旗掲揚も実行に移されていった。そして、ミッション・スクールのキリスト教精神を以ってする教育の追放と、外国人教師への本国強制帰宅を促していった。一九四二年七月に入ると県では高等女学校の外国語を随意科目とする通達を、一九四三年八月六日には中等学校制度の改正にもなう中等学校の課程取扱いは、外国語の取扱いの項をもうけ、中学校・高等女学校ではすでに第三学

年以上では選択科目になっていたのを規定の範囲内において増減もでき、適切なる考慮をするようにとして、実質的に外国語科目の廃止を示した。実業学校では外国語は教科とせず、実業科目内の一科目として課すというように、消極的課題になっていった。

英語の追放はさらにすすんで、七月二十三日には、市立横浜商業学校・同商業専門学校の帽章「Y」の文字は敵性文字ということで、商業学校は黒地に「横商」と金色モールに、商業専門学校は黒地に「商専」の文字を使用するというようになっていった。

## 二 中等学校制度の変更

### 中等教育の総合制

一九四三(昭和十八)年度から「中等学校令」による中等学校制度が実施された。これは一九三八年九月の、教育審議会の中等教育に関する答申に基づいたものであった。従来、中学校は「中学校令」により、高等女学校は「高等女学校令」により、実業学校は「実業学校令」により別々に取り扱われていたが、これらをあわせて、中等学校という名称により制度的に統一したものであった。しかし、中学校・実業学校・高等女学校の名称は存続した。

一九四三年一月二十一日公布された「中等学校令」によると、「中等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為ス」と規定され、中等学校は中学校、高等女学校、実業学校の三種とした。修業年限は国民学校初等科修了程度を入学資格とする場合は四年、高等科修了程度を入学資格とする場合は二年か三年、夜間中等学校は国民学校高等科修了程度を入学資格として修業年限は三年または四年とした。

従前は中学校の修業年限は五年であり、高等女学校および実業学校も修業年限は五年を基本としていた。教育審議会の答申でも五年であったが、四年とした理由は、学徒の実務に従事する時期を早め、国力の増強を図ろうとする国家的要請のためというところから、戦争の激化の中で措置されたものであった。三月には「中学校規程」「高等学校規程」「実業学校規程」が制定された。

これらの規程は学校種別の基本的事項を決めたものであった。そしてこの結果、中学校においては中学校校間の転校、第三学

年以下においての実業学校との間の転校を認めた。

高等女学校においても第三学年以下においての実業学校との間の転校を認めた。さらに実科高等女学校の名称は廃止された。

教科内容は国民学校で採用した統合的な教科組織を基礎とした。すなわち中学校では国民科、理科、体育科、芸術科、実業科、外国語科とし、高等女学校では家政科を加えた。実業学校では男子に対しては中学校と、女子に対しては高等女学校と同じ教科を課することになった。

本県においては、一九四三年六月に「神奈川県立中学校学則」の改正を行い、県立中学校は十校とし、生徒定員も年限短縮にともない一学年分の生徒が減少した。県立横浜第一中学校、県立横須賀中学校にそれぞれ定員三百人の夜間に授業を行う課程が設けられた。県立高等女学校については、従前の各高等女学校ごとの学則を廃止して、「神奈川県立高等女学校学則」を制定した。県立高等女学校は八校、生徒定員も四年制への短縮にともない減少した。

県立実業学校についても「神奈川県立実業学校学則」を制定した。県立実業学校は九校となった。

**学徒動員** 学校生徒に対して集団勤労作業という形で団体訓練を施し、心身を鍛錬するとともに国民精神を涵養するという趣旨のもとで、農作業や神社・寺院の清掃などが行われていた。一九四一（昭和十六）年後半になると国家総動

員法第五条により国民を総動員して業務に協力させるようにした。すなわち、十二月一日国民勤労報国協力令が施行され、十四歳以上五十歳未満の男子、十四歳以上二十五歳未満の未婚女子は国民勤労報国隊による協力を強制されることになった。学徒もこの勅令の適用を受けたが、学校長への出勤命令は文部大臣と厚生大臣との共同で行われるという点において教育的配慮がされた。十二月八日、日本は太平洋戦争に突入した。緒戦においては日本に有利に展開していた戦局も、翌年にはガダルカ



農村への勤勞奉仕

県立平塚江南高等学校『創立五十年史』から

ナル島の基地争奪戦に敗北し、侵攻を停止、後退を余儀なくされる状態になっていた。このころ、従来行われていた勤勞奉仕をさらに総合的に調整し、本県においても、農村への動員が行われた。一九四二年六月には十五日から五日間、六校二千二百余名の中等学校生徒が麦刈りの援兵として勤勞奉仕した。横浜市内の中等学校生徒は市内近郊に援農に出動した。湘南中学校では寒川、茅ヶ崎、小出の農村へくり出していった。すでにこの年の四月には横浜・川崎・横須賀の三市を目標に小型爆弾、焼夷弾の投下があった。一九四三年二月、政府はガダルカナル転進を公表、五月にはアッツ島守備隊の全滅、航空機生産の劣勢が明らかとなった。そのため総動員計画が見直され、航空機生産に総力が集中された。このような状況の中で、年間勞務需要数は増大され、軍務動員の増加とあいまって、勞働力の不足となっていた。そして勞務供給源として、生徒が急激に注目を浴びた。

一九四三年六月、政府は閣議で「学徒戦時体制確立要綱」を決定した。これによって、一方では将来の軍務に備えて中等学校第三学年以上の男子には戦技訓練を徹底すること、女子にあつては戦時救護の訓練をすることであった。この年五月二十四日の神奈川新聞には「二市四郡の農村に学徒援兵の総進軍」と見出しをつけ「決戦下の増産確保に、平塚・藤沢・中・高座・愛甲・津久井二市四郡の学徒部隊がいっせいにペンを鋏に代えて学園から水田に出動して、戦時下農村の勞力不足を克服して、夏の農繁期に援兵として活動することになった」とあり、第一回六月六日から、第二回六月十四日から、第三回六月二十一日から、第四回七月十二日から、期間はいずれも五日間とある。

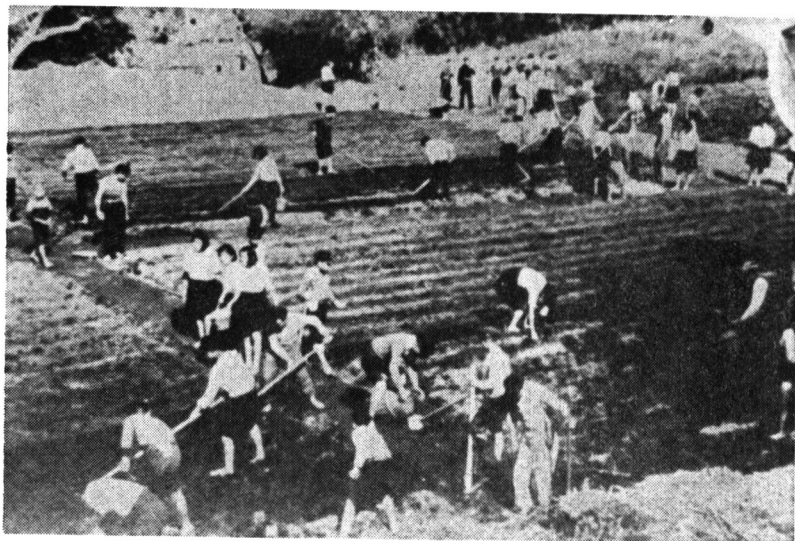
このような動員は幾度かくりかえされていった。出勤先の農家に分宿して、早朝から夕闇せまるまで、稲刈り・麦刈り、芋掘り、除草、ところによっては暗渠排水などの作業を行った。同年十月には「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を閣議決定した。これによって、勤労動員におおむね年間三分の一をあてることとした。またこの戦時非常措置方策によって、国民学校制度の発足に際し決定していた義務教育八年制の実施は延期されることとなり、また青年学校の教育は職場の実情に即して生産の増強と戦力の増進に重点をおくものとなった。このことについて、県は一九四三年十一月十九日「国民学校並ニ青年学校ニ対スル非常措置ニ関スル件」と「青年学校ニ於ケル教授訓練ノ臨時措置ニ関スル件」を通牒した。後者において、青年学校に對しては「軍事基礎教育ノ強化ト勤労動員ノ積極的且徹底的実施」を要請した。軍需物資生産関係の工場、事業場に設置する青年学校では、勤労動員を教授、訓練時数と見なす措置をとった。

又一九四三（昭和十八）年の十二月に多数学徒は戦場へ出陣した。

翌一九四四年一月、政府は閣議において「緊急国民勤労動員方策要綱」を決定した。一九四四年度の国民動員計画上の労務需要にはどうしても学徒の動員を必要としていた。そして、同時に「緊急学徒勤労動員方策要綱」をも閣議決定し、学徒動員を「勤労即教育ノ本旨ニ徹シ」強化していった。「動員期間ハ一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準トシ且継続シテ」行うたてまえとした。前年決定した「教育ニ関スル戦時非常措置方策」をさらにおしすすめることになり、継続するものであり、「教育実践ノ一環トシテ」から「勤労即教育」に変化していった。米海軍の攻撃により、打撃を受け、戦線は破綻の危機にあっていった。二月二十五日には「決戦非常措置要綱」を政府は閣議において決定し、国民生活の各分野にわたり非常措置をとった。神奈川県教育課は翌二十六日に、学校当局・学生・生徒父兄に対して次のような心構えを発表した。

学校当局へは校長・教職員は学生・生徒を有力なる隊組織として、生産に非常事態に動員させることとした。それは軍隊に





空閑地利用農耕作業

『小田原市内国民学校開校70年記念』誌から

おける指揮官と何ら異なることはない。従って、態度・行動によって、学生生徒の信頼に応えるものでなくてはならない。

学生生徒へは学業を全使命とする時局にないことを確認し、動員に赤誠を打ち込まなければならぬ。学業においては動員の寸暇を盗んで、効果昂揚につとめ、常に真剣であらねばならない。

父兄に対しては、家庭にあっては勉学の時間を与え、さらに家事の手伝い、必要なる躰に留意し、勤労働員にあたっては、学生生徒の健康保持に注意を払ってくれることを御願いする、というような内容のものであった。

三月七日になると「決戦非常措置要項ニ基ク学徒動員実施要綱」を閣議決定し、文部省はこの決定に基づいて、学校別動員基準を決めて、全国に指令した。そして、これによりあらゆる学校の生徒が一人残らず動員にかかわりを持たなければならなくなった。

四月以降、学徒は通いなれた校舎に決別して続々と軍事工場へ動員された。学力の充実については日曜日又は作業の休日等を利用しなければならなかったし、教科の学習は勤労働員の計画に即応して、一年間の授業数を予定するということであつたが、変更を余儀なくされる

ことはしばしばで、結果として、ほとんど行われてなかった。

本県において、中等学校生徒の工場への動員を見てみると川崎市のある学校ではすでに、一九四二年には附近の工場に勤労動員に出ていた。たとえば、川崎市立工業学校は富士電機・昭和電工・日本冶金など、市立女子商業学校は昭和電工・富士電機・芝浦製作所・川崎郵便局などであった。

県立横浜第一中学校は一九四四年八月に安立電気吉田工場に動員に行った。そのときの入所式の様子を一生徒は次のように『日記』に書いている。

我等横浜一中生の入所式が行われた。学校側から校長先生始め職業先生方が御出席されれば、工場側からも工場長始め各重役連が臨席され、又先に入所せる湘北中や東亜高女の生徒、その他工員の多くの方々がお忙しい時間をも特に割いて式場に参られた事は我々新入所生にとって大いに感激したものである。校長先生の激励の辞、工場長の訓話、学生代表宣誓、工員代表挨拶等のおと、学徒動員の歌『ああ紅の血は燃ゆる』を斉唱して式を閉じた(『横浜の空襲と戦災』2)。

県立平塚高女の生徒は六月一日に平塚市内の海軍火薬廠・茅ヶ崎町日華航空機・寒川町相模海軍工廠へ、県立湘南中学校生徒は六月に入り、寒川町相模海軍工廠・茅ヶ崎の東京計器製作所へ、七月に片瀬の東京螺子製作所・茅ヶ崎製作所などへ動員に出た。

#### 動員生活

動員は一日中厳しい規律の中で作業が続けられ、時には徹夜のことさえあった。夜間には学校から職員が交替で出張して授業を行ったりもした。

一つの工場に二、三校が出動した所も多く、女学校の生徒も働いていた。戦争が激しくなるにつれて、空襲も激しくなった。空襲警報が出ると生徒はいっせいに防空壕に入る。応召で工員の不足がつのる。さらに七月に入ると文部省は「学徒勤労ノ徹

底強化ニ関スル件」を通牒した。動員がさらに厳しくなる。本県では八月十八日に内政部長は中等学校長・国民学校長あて「国民学校高等科児童並ニ中等学校低学年生徒ノ勤労働員ニ関スル件」を通牒し、高等科児童および中等学校低学年生徒も、それぞれの割当て工場に継続動員することとした。さらに九月にはこれらの学徒を通年動員とすること、通勤を原則として作業時間は一日八時間を標準とする、休日は月四回など具体的事項を示した。中等学校一・二年生、国民学校高等科児童も通年動員となった。また動員により深夜作業を女子にまで課すという状況にもなり、ついには病弱者まで出すことになっていた。工場動員された人びとの思い出話の中には、病气やけがで苦勞したことが、工場側とのいざこざ、煙草を覚えたことなどがある。また一方では工場で女生徒と行動するのが楽しみで、防空壕に入りたくて、早く空襲にならないかと思っていたなどの淡い青春の思いもあったようである。

十月一日には県内政部長より「工場、事業場ニ対スル派遣職員ノ勤務ニ関スル件」の通牒があった。それによれば、教職員と学校との連絡を密にすること、学徒の就業・生活状況を観察すること、学徒の希望を知り其の指導を適切にすること等、生徒と教職員との密なる関係を維持するよう強調した。教職員もたえず、学徒の身心の状況、受入れ側との連絡、作業状況のこと、合宿のこと、女子学徒のことなど頭に入れていた。

一九四五年三月の中等学校の卒業式は今までのものとは異なったものであった。中等学校令のため四年生と五年生が一緒に卒業するということがあった。その時の卒業式の様子を『湘南五〇周年記念』（現在 県立湘南高等学校）は次のように記している。

式は三月二十三日であった。卒業生以外の一一般の生徒は動員中で参加できなかったが、職員は三十三名出席、そのうちモーニング着用の者はわずかに六名、残りはいずれも国民服にゲートルといういでたちであった。そうした中で、五年制の卒業生が百八十九名、四年制卒業

生が二百六十六名、そのうち半数が作業服に戦闘帽・ゲートルの勤労働員そのままの姿で参列、学校長の訓辞その他型の如く式が進んだ後、恒例の別れの歌「螢の光」はなく、それに代わって歌われたのは、なんと「学徒動員の歌」であった。「一、花も蕾の若桜、五尺の命ひっさげて、国の大事に殉ずるは、我ら学徒の面目ぞ、ああ紅の血はもゆる」「三、君は歟とれ我は槌、戦う道に二つなし、国の使命をとぐるこそ、我ら学徒の本分ぞ、ああ紅の血はもゆる」。まことに悲壮ともいふべき戦時下の卒業式であった。そればかりでなく、この卒業生たちは、その翌日から、また再びもとの職場に戻って、自分の間同じ仕事に従事させられたのである。

### 三 決戦下の学校と言論統制

#### 学童集団疎開

戦局が決戦段階になると国内の防衛や、重要工業地帯に対して空地帯設置のために一九四四（昭和十九）年一月には都市からの疎開命令が出された。本県では横浜市・川崎市がその区域とされた。これらの地区に住するものは、他の地区に移住せざるを得なくなった。

生徒・児童疎開の問題については、一九四三年十二月政府は「人口疎開ニ関スル生徒児童ノ取扱ヒ措置要綱」を発表した。本県では十二月十四日、内政部長から「疎開ニ伴フ生徒児童ノ取扱ニ関スル件」が中等・青年・国民学校長に通牒された。これは学校に在学する者の転学、特に中等学校生徒に対しては特例を認めるようにというものであった。

政府は一九四四年六月三十日、空襲激化に対応するため「一般疎開ノ促進ヲ図ルノ外特ニ国民学校初等科児童ノ疎開ヲ強度ニ促進スル」ことを閣議決定した。

この決定によって、学童疎開は縁故先への疎開をまず勧奨し、縁故先のない者に対して集団疎開の方法をとることにした。具体的な方法として「帝都学童集団疎開実施要領」を決定した。集団疎開の対象となったのは国民学校初等科三年以上六年ま

での縁故先のない児童で、保護者の申請によった。七月八日、内務大臣邸に東京都長官、警視総監、神奈川県知事等が招集され、安藤内相、文部省藤野総務局長以下のもとに学童疎開の具体的方法について意見が交換された。

本県では七月十二日、県会議室に県下関係市町村長ならびに地方事務所長が参集し、県教育課と疎開課から学童集団疎開に関する方針が明示され、協力が求められた。

このころから学童疎開に関する準備が急速になされ、受入れ側の市町村長、地方事務所長、警察署長への指示、横浜・横須賀・川崎市の各国民学校長会議の開催等が行われた。

七月十八日付の『朝日新聞』の記事によれば「学童疎開に関する県の大綱方針について観ると、疎開の対象となるのは三市の国民学校（三年以上六年まで）十万人で、まず縁故疎開に重点を置いてしかる後集団疎開を実施する、この集団疎開先は海岸地帯を除く全市町村にわたり、寺院、旅館、別荘、集会所等が利用されるが、県内への疎開といふことが原則となっている、しかしながら対象学童十万に対して県内の受入れべき能力は目下のところ四万と推定されるので残る六万は極力縁故疎開する必要があり、父兄の真剣な協力が望まれる」と報道している。

文部省は七月二十日になって、学童集団疎開の範囲を東京都区部のほか、横浜・川崎・横須賀・大阪・神戸・尼ヶ崎・名古屋・門司・小倉・戸畑・若松・八幡の十二都市を指定した。これらのことから、七月二十日以前にすでに、本県では三市の集団疎開の準備とそれについて発表していたが、文部省はそれらを見極めてから三市の集団疎開実施を発表したことになる。

本県の疎開先は当初、静岡県であったが、当時の責任者の一人であった葛野重雄は「学童を他県に出すと十分な世話ができない。県内ならば物資その他の面について、できるだけのことをしようという近藤知事の英断のもとに疎開が実施された」（『横浜市教育史』下巻）ということであった。

そして、県は「三市学童集団疎開実施要領」を定めた（『川崎空襲・戦災の記録』資料編）。この実施要項によれば、集団疎開をさせる学童は国民学校初等科三年以上六年までの縁故疎開の困難な者としている。疎開先は三市を除いた地域とし、但し三市の新地域も場所によりよいとしている。宿舎は旅館、集会所、寺院、教会所等を借りあげる。教職員も学童とともに共同生活を行う。疎開先の教育は附添いの教職員が疎開先の国民学校、宿舎等で行う。宿舎における学童の生活指導は教職員があたり、学童の養護・医療には充分準備し、配慮する。そのほか物資の配給、輸送、経費（生活費の父兄一部負担十円、のこりは市で負担）等を定めた。この結果、残る児童は初等科一・二年生、それに何らかの事情で疎開できない者となった。

次に「三市学童集団疎開実施細目」を定め、実施上の具体的な細目を定めた。

これは、集団疎開の希望調査、疎開先の決定、疎開先の宿舎、疎開先における教育養護、食糧その他生活物資学童用品の調達、輸送などを決めたものである。

受入れ側の一つ、足柄上郡では七月二十四日に郡内国民学校校長会議を上郡の地方事務所で開いた。松田町では翌日に町内関係者会議を開き具体的な準備作業をした。

同じく、受入れ側の足柄下郡でも、七月下旬に地方事務所の会議室で市町村長会議を開いた。横浜市側ではこの会議に森視学と葛野担当官が出席して、受入れを懇請した。大口の受入れは、箱根の態度いかんによったといわれ、この時仙石原村長・箱根温泉旅館組合長の石村喜作はまっ先に賛意を示し、疎開は円滑に実施された。担当者の葛野重雄は「あの時の石村村長さんの発表は、身にしみてうれしく、感激の涙をぬぐうことができなかった。わたしの終世忘れえぬところです」と述懐している（『箱根町教育史』）。

三市の疎開児童数等はどのくらいの予定であっただろうか。横浜市教育委員会編『横浜市教育史』下巻によれば第十三表の

第十三表 横浜市・川崎市・横須賀市学童疎開児童数

	疎開すべき学校	初三〜初六児童数	縁故児童数同上比率	集団児童数同上比率	残留同上比率
横 浜 市	七 一 校	六 七、六 六 四	三 四、八 九 六 〇・五 二	二 五、三 五 三 〇・三 七	七、四 一 五 〇・一 一
川 崎 市	二 二 校	一 九、八 〇 一	一 〇、九 二 五 〇・五 五	七、〇 三 六 〇・三 六	一、八 三 七 〇・〇 八
横 須 賀 市	二 二 校	一 九、〇 六 四	九、二 二 八 〇・四 八	七、九 一 九 〇・四 二	一、九 五 六 〇・〇 八
計	一 二 四 校	一 〇 六、五 二 九	五 五、〇 五 一 〇・五 二	四 〇、〇 三 〇 一 〇・三 八	一 一、一 七 七 〇・一 七

数字は原資料のとおり

ようになってゐる。

横浜市の学童集団疎開は八月七日下野谷国民学校を第一陣として、二十七日までに完了している。疎開先は、津久井郡、足柄上郡・下郡、小田原市、中郡と市内の保土ヶ谷区、戸塚区、港北区、神奈川区にわたっている。出発当初の児童数は、津久井郡には約千四百名、足柄上郡約五千三百五十名、足柄下郡約一万二千二百名、小田原市約六百名、中郡約二千三百名、市内約三千八百名であった。

川崎市では中郡約五千五百名を中心に、市内柿生・登戸・向丘などに約千百三十名であった。横須賀市では二十校で人数約五千四百名。疎開先は愛甲郡、高座郡（相模原町・寒川町・有馬村・大和町など）であった。県・市も最大の努力をはらって実行した（数字は『県教育史通史編』下巻による）。

受入れ側ではたとえば、箱根の各町村の職員、旅館の人たちは疎開者を受け入れる協力委員会を作り準備し、また疎開児童を直接受け入れない町村の人たちも協力した。協力委員一同が発起人となって、疎開児童の歓迎会をしたところもあった。